

鎌倉市告示第6号

指定納付受託者の指定について

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年(2025 年) 4 月 14 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 指定納付受託者の名称及び住所
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ
- 2 指定納付受託の対象とする歳入科目
ふるさと寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年(2025 年) 4 月 7 日